

報告第 28 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提訴について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 10 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

訴えの提起調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
1	令和元年10月1日	東京都葛飾区在住者	<p>足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対して行った支払督促について、当該債務者（2名）から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起をする。</p> <p>(1) 未償還金 90,000 円の支払                      (2) (1)の金額に対する遅延損害金の支払                      (3) 申立て手続き費用 3,640 円の支払                      (4) 訴訟費用の支払</p>	区職員を指定代理人と定め、訴訟を遂行する。
2	令和元年9月10日	東京都北区在住者	<p>足立区は、児童手当過払金を返還しない相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。</p> <p>(1) 未償還金 225,000 円の支払                      (2) (1)に対する遅延損害金の支払                      (3) 訴訟費用の支払</p>	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
3	令和元年9月10日	足立区青井在住者	<p>足立区は、児童扶養手当過払金及び児童育成手当過払金を返還しない相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。</p> <p>(1) 未償還金 1,152,520 円の支払                      (2) (1)に対する遅延損害金の支払                      (3) 訴訟費用の支払</p>	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。